

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(※現在、政府部内で調整中のもの)

### 1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

### 2. 法律案の概要

#### (1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】

- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度は廃止。また、老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、厚生年金の取扱いに統一。

- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員に対する支給停止を規定。【厚年法の改正】

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

- ・平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
- ・制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示。【特会法の一部改正】

④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

- ・標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】
- ・厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

- ・職域部分に関する規定の削除。
- ・新3階年金については、平成19年中に検討を加え、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定。【附則】

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

- ・ 追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。【公務員共済各法等】
  - 税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が 10%を上回らないこと、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
  - 文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を 10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
  - 郵政公社、NTT、JT 及び（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

## （2）その他

○ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。  
（パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大）

- ・ 具体的な拡大の仕方については、検討中。【厚年法の改正】（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

## 3. 施行時期

- ・ 被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成 22 年度を原則とする。なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年度から実施する。また、新たな公務員制度としての仕組み等については、検討結果を踏まえ、平成 22 年度から実施する。

以 上

## 被用者年金一元化の閣議決定(18.4.28)について(概要)

## 【被用者年金制度の一元化の趣旨】

被用者年金制度の一元化については、平成16年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

## 【主な内容】

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率について、平成22年以降、今後廃止される3階部分も含めた率からスタートして、厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、平成30年(私学は平成39年)に厚生年金(18.3%)に統一。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- (3) ・共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)を廃止。  
・人事院による諸外国の公務員年金や民間企業の企業年金及び退職金の実態調査を踏まえ、新たな公務員制度としての仕組みを制度設計。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人負担の差(恩給2%、発足時の共済年金4.4%)に着目して27%引下げ(=(4.4%-2.0%)/8.8%)。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq$ 10%、減額後の給付額 $\geq$ 250万円)を講じる。

以上

## 被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について

平成18年12月19日  
政 府 ・ 与 党

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月28日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

具体的には、

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ 、減額後の給付額 $\geq 250$ 万円)を講じる。

また、上記閣議決定において今後の課題とされた以下の事項については、次に掲げる方針により、これを行うこととする。

### 1. 老齢年金の在職支給停止について

- (1) 老齢年金の在職支給停止は、今後、公務員OBが民間企業で勤める場合なども、民間企業OBが民間企業に勤める場合の減額方法(厚生年金の方法)と同じ方法に統一し、官民格差を解消する。
- (2) 現在、既に年金を受給しながら企業で働いている60歳台前半のOBについても、官民格差の早期解消とともに、新たに年金を受給し、厳しい減額がなされるOBとの公平性の観点から、一定の配慮措置を設けた上で、厚生年金と同様の措置を講じる。
- (3) 上記の60歳台前半のOBに関する在職支給停止の見直しとの均衡等から、平成19年4月に既に70歳以上となっている方についても、一定の配慮措置を設けた上で、所要の措置を講じる。

## 2. 障害年金の在職支給停止について

障害年金の在職支給停止については、これを行わない現行の厚生年金の取扱いに統一する。

## 3. 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について

今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金が加算されるようにする。

## 4. 国会議員や地方議会議員の支給停止について

国会議員や地方議会議員の支給停止については、厚生年金においても、現行の共済年金と同様に、年金の支給停止を行う。

## 5. 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について

地方公共団体の長の共済年金額の加算特例については、厚生年金に合わせる観点から、廃止する。

## 6. 文官恩給について

文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。

## 7. 郵政公社、旧三公社等における追加費用について

郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

## 8. 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について

(1) 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

これにより、一層の少子高齢化等に備えた全被用者の支え合いによる厚生年金制度とするとともに、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

(2) 1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とする。

また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示する。

さらに、制度全体を通じた財政検証を定期的実施する。

(3) 事務組織については、無駄な投資を避け、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。即ち、これらの事務組織が、共済組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理・運用から年金給付までの一貫した厚生年金の事務処理を分担する。

なお、今後、情報処理技術の進歩等に合わせ、利便性が高く、より効率的な事務処理が行われるようにすることを検討する。

(4) 積立金の管理・運用については、厚生労働大臣が関係大臣の協力を得て、運用の基本的な方向性等を定め、運用状況等の評価を行い、国民に開示する。そのもとで、運用管理主体は、専門性を高めつつ、具体の運用ルール等を定め、積立金を運用に供する。

## 9. 新たな公務員制度としての仕組み等について

公的年金としての3階部分（職域部分）廃止に伴う新たな公務員制度としての仕組み等については、速やかに結論を得ることができるよう引き続き検討する。

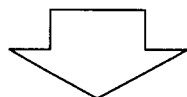
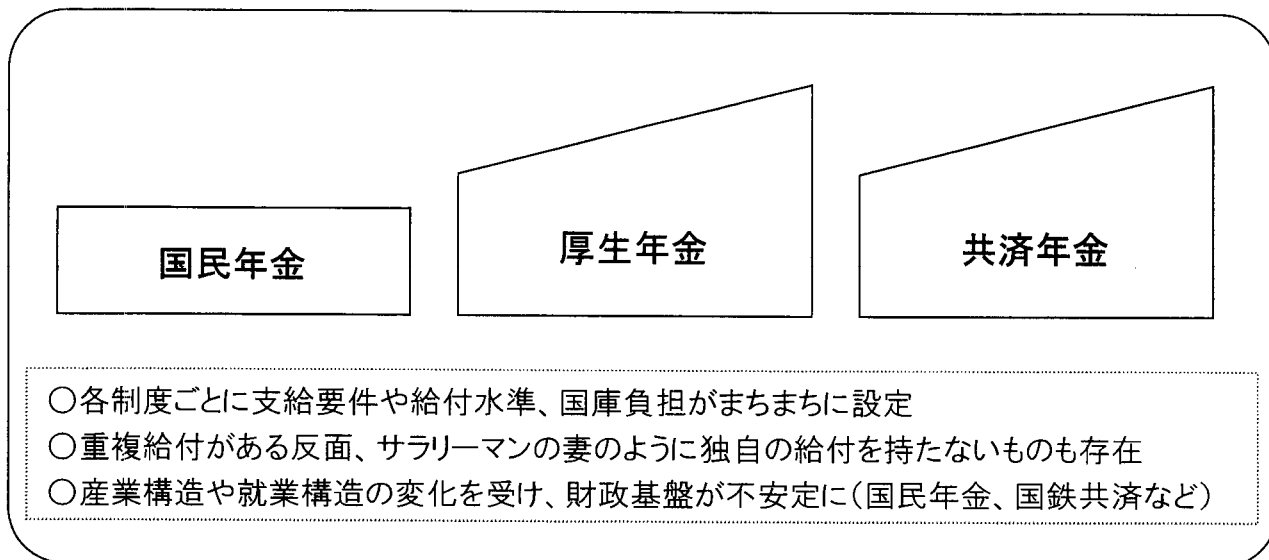
## 10. 実施時期について

被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成22年度を原則とする。

なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年度から実施する。また、9.については、検討結果を踏まえ、平成22年度から実施する。

# 公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取り組み

## 【昭和60年改正前】

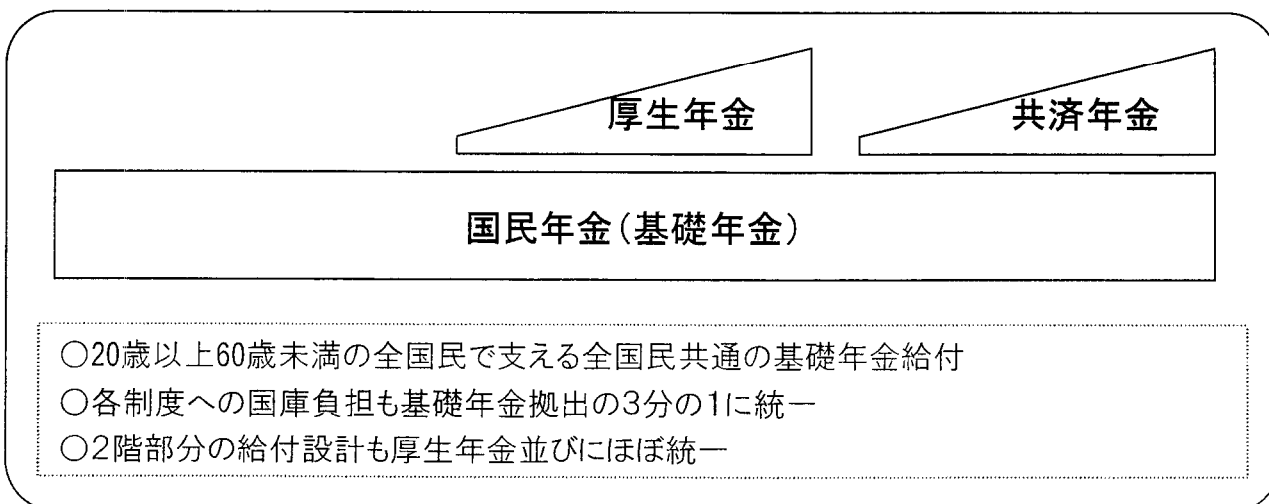


## 【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする(昭和61年度から実施)
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

## 【昭和60年改正後】





## 【その後の取組み】

- 平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施
- 平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定
- 平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合
- 平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合
  
- 平成9年度～ 基礎年金番号の導入

## 【平成13年3月閣議決定 「公的年金制度の一元化の推進について」】

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める

- ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
- ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
- ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

## 【現在の状況】

### 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

### 私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。